

独立行政法人国民生活センター
理事長 榎谷 真平 殿

独立行政法人通則法の規定による監事の意見書

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センターの平成15年10月1日から平成16年3月31日に至る期間の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び付属明細書並びに決算報告書について監査を行った。

監査の結果、上記各書類は会計帳簿に基づいて作成され、法令及び独立行政法人会計基準及び同注解に準拠し、独立行政法人国民生活センターの財務状態、運営状況、キャッシュ・フロー並びに行政サービス実施の状況及び予算の執行状況を適正に表示しているものと認める。

平成16年6月22日

独立行政法人国民生活センター

監事 木村 義人



監事 山下 通延

